

札幌市証明等手数料条例の一部を改正する条例案

令和 5 年（2023 年）11 月 29 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市証明等手数料条例の一部を改正する条例

札幌市証明等手数料条例（昭和 21 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

別表 36 の項中「又は第 3 項」を「若しくは第 3 項又は第 39 条の 22 第 1 項」に改め、「以下」の次に「この項において」を加える。

附 則

この条例は、令和 5 年 12 月 21 日から施行する。

（理 由）

高圧ガス保安法の一部改正等に伴い、液化石油ガスを貯蔵する施設等の設置等の許可に係る完成検査について、当該施設等が同法に定める認定高度保安実施者が完成検査を行ったものである場合における手数料を定めるため、本案を提出する。